

「第4期大牟田市障害福祉計画(案)」に対する意見募集結果について

大牟田市では、第4期大牟田市障害福祉計画(案)を作成し、下記により市民意見募集を実施しました。
お寄せいただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

1 パブリックコメントの実施について

- ・実施期間 平成27年2月2日(月)～3月2日(月)
- ・周知方法 広報おおむた、ホームページへの掲載
- ・閲覧場所 福祉課、情報公開センター、各地区公民館(中央、三川、勝立、吉野、三池、手鎌、駛馬)、
えるる、市立図書館、サン・アビリティーズおおむた
- ・提出方法 郵送、ファクス、電子メール、持参にて提出

2 提出された意見に対する市の考え方

No.	ページ	項 目	意見の概要	市の考え方
1	22	3 地域生活支援事業の実施に関する事項 (4)移動支援事業	移動支援事業について要望です。 身体障害者1級の全身性障害の人のみ、移動支援事業を使えるようになっています。しかし、身体障害者1級の全身性障害以外の人と2級障害者の中には歩行が困難であったり危険が伴ったりする人がいます。 身体障害者1級の全身性障害以外の人と身体障害者2級であってもその人の歩行機能や生活実態を調査して、障害者権利条約に基づく合理的配慮として移動支援が使えるようにして下さい。	移動支援事業については、屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として実施しています。 いただいたご意見を受け、全身性障害者1級以外の人についても、屋外での移動が困難な人がいると考えられることから、移動支援の対象者について、今後検討していきます。
2	29	4 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策 (3)保育所等訪問支援	保育所等訪問支援について 「専門職が障害児のいる保育所等の施設を訪問し」とあるが、実績は、26年度は5人です。定期的に専門職が施設を訪問するのではなく、障害児がその施設に不応適となって問題を感じてはじめて施設訪問をし、たまたま1回でその子のまわりの環境や保育をアドバイスするといったことが現状のようです。それでは、施設への継続的な指導やアドバイスができず、その子の見守りもなされていません。定期的に専門職を巡回させて下さい。また、専門職も固定せず、いくつかの分野の専門職をお願いします。障害児に対する基本対応の向上に努めるようお願いします。	保育所等訪問支援は、平成24年度に障害児支援を強化するために創設されたサービスです。専門職による訪問支援の頻度は2週に1度を目安としておりますが、障害児の状況や時期によって変更は可能です。 平成26年度は月平均5人の方が、月1～2回継続的に利用され、延べ77回の利用が見込まれています。 また、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用となるよう定期的にケアマネジメントを実施する障害児相談支援事業という制度があります。障害児相談支援事業と併せて利用することでより効果的な支援ができるものと考えます。 今後も、障害児及びその保護者が安心してサービスを利用することができるよう取り組んでいきます。

No.	ページ	項 目	意見の概要	市の考え方
3	30	4 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策 (4)医療型児童発達支援	医療型児童発達支援について 「日常生活における基本的動作の指導を行う」とありますが、利用者がいないとのこと。利用する支援を受ける案内も計画もないので、障害児がまったく療育する場をもてないまま成長し、医療の光が当たらないまま、特別支援学校に押し込められている現状はあまりに残念です。 障害児に早期に医療的支援の場をつくり、保護者に医療的支援の方法を伝えることを考えて下さい。利用がないのではありません。利用させてもらえないだけだと思います。	医療型児童発達支援は、肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練等の支援が必要な未就学の障害児に対し、治療及び日常生活における基本的な動作の指導等を行うサービスです。大牟田市内には事業を実施している事業所はなく、福岡県内では福岡市内に2事業所のみとなっています。近隣でも佐賀県にはなく、熊本県に1事業所あるのみで、利用できる事業所が少ないことが、利用実績がないことの一つの要因として考えられます。 しかし、ご意見のとおり、医療型児童発達支援というサービスがあること自体ご存じない方がいらっしゃると思います。このため、医療型児童発達支援の利用について、障害児相談支援事業者や児童福祉施設等と連携し、更なる周知に努めていきます。